

## 令和7年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 徳宗福祉会(法人番号5140005014547)

監査実施日 令和8年3月10日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容 改善状況

1 監事の監督機能の不備について 改善予定

令和6年度の一般監査において監事監査の形骸化について指摘されており、また、令和6年度に虚偽の議事録を作成していたにも関わらず、令和6年度に係る監事監査報告書において、何ら指摘されていないことは、監事による監督機能が働いていないと言わざるを得ない。監事は職責を認識し職務を行う、又は、監事の職責を果たせる者を監事とすること。

令和8年6月29日現在

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの 改善状況

1 改善予定

令和5年度決算に係る監事による監査報告書において、以下の通り監事監査の形骸化が危惧される事案が確認された。 については、監事による監査の重要性を自覚して業務を行うとともに、監事の職責を果たせるよう機能の強化を図ること。 ・「私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和元年度における理事の職務の執行について監査を行いました。」と記載があり、監査報告書が実際の監事監査の実態をあらわしていない。 ・理事会等議事録に係る記名押印の不備があることや、理事会審議を経ずに賞与の大幅減額や職員の降給を実施しているにもかかわらず、「理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。」と記載があり、監事監査が十分に行われていない。

令和8年6月29日現在